

人と街の想いを受け継ぎ、
未来へつなぐ



2026年7月3日

■おしらせ 火災保険の知識_火災による延焼は「燃やされ損」？

故意または過失により他人に損害を与えた場合、加害者は損害賠償責任を負いますが、「火災」については近隣から延焼被害を受けても、失火元に重大な過失がない限り、失火元は賠償責任を負いません。

延焼により自宅等が焼失等した場合でも、自らの火災保険で守らざる負えませんので、火災保険の加入は不可欠といえます。

また、火災保険に「類焼損害補償」特約をセットすることがありますが、この特約は、失火元が類焼先の損害を肩代わりするのではなく、類焼先が加入する火災保険でカバーできなかった不足分を補償するものであるため、類焼先がご自身の火災保険で損害全額をカバーできる場合には保険金は支払われません。

住まいや店舗、家財や設備什器は自ら守る必要があるという認識が大切です。

補償内容等について、分からないこと、また確認してもらいたいことがあれば、いつでもお問い合わせください。